

## 椋野先生・質問に対する回答について

平成20年10月21日

全私保連 木原克美

### 質問の1)「都市部における認可保育所のサービス量の拡充について」

◇保育所の受け入れ児童数は着実に伸びています。平成11年の179万人から、「子ども子育て応援プラン」達成時の平成21年度で215万人(予定)となり、この10年余りで36万人の増加となる見込みです。特定保育・一時保育は9500カ所、夜間保育140カ所、合わせて保育サービスといわれている利用人数は220万人となるでしょう。近年では、毎年4~5万人の増となっています。これは現行の認可保育所の制度のもとで実現してきているものです。

◇さらに、待機児童が集中している都市部については、

- ①国有地(相続税などの物納物件も含む)を優先的に保育所用地として貸し出すか自治体に払い下げる。自治体にもそれを義務づける。
- ②学校用地の一部を使えるよう、様々な障害を取り払う。
- ③再開発などの際、一定規模以上の場合は保育所用地やスペースの提供を条件づける。
- ④施設整備では、補助金がハード交付金になって、従来補助金の時には、1/2が国、1/4が都道府県、1/4が法人の自己負担となっていたのが、都道府県の負担がなくなり1/4が市町村負担となり、市町村にとってはかなり重荷です。この面の改善。
- ⑤厚労省が要求している運営費の定員刻みの細分化は、柔軟に定員を設定できるようになることで、受入児童数の増に寄与するでしょう。
- ⑥例えば都道府県の財政事情から認可されていない基準を満たした認可外保育所は、「認可する」というような考え方も報道されていますが、これを実現した場合、認可保育所拡大につながります。
- ⑦24条の但し書き規定は、例外的一時的な救済措置を義務付けたもので、免責条項ではなく厳しいものであることを市町村に徹底すべきです。

また、認可保育所以外の保育サービスでは、

1. 全私保連が提唱している「家庭的保育」を制度的に充実(連携保育所制度と地域子育て支援活動への広がり)させ、拡充する。(参考参照)
2. 週3日の定期的利用や緊急一時保育などのニーズに対する「一時保育」を拡充する。  
この場合も、保育所併設であれば給食や行事、通常保育児との日常的交流など既存機能を活用できます。子どもにとっても有効です。

等、現行制度の改善で認可保育所を一層拡充することができると考えます。

◇椋野先生のご質問によれば、自治体の関与は財政事情から供給量の抑制力が働くため、介護保険のように直接契約・利用者補助(代理受領)と同じような仕組みにするという提案であろうと伺えます。

介護保険制度はそれまで貧弱だった在宅介護支援の面では画期的な役割を果たしましたが、施設介護（ショートステイも含む）の面では多くの問題を抱えているのではないかと推測しています。

身近な人でも、特養の入所はもう何年も前から数か所に申し込んでいますが、いつ入れられるか分からず、老健施設は入っても期限を切られて出ざるをえず、自宅介護を基本的にショートステイと病院への入院でつないでいるという例を聞きます。医療行為を必要とするという理由で、入所はおろかショートステイでさえ拒否する施設が多いと聞きます。

保育は市町村が入所に関与しているから待機児童数がはっきり見えますが、介護の場合は市町村が入所に関与するシステムでなくなったために待機者数が見えなくなっただけなのではないでしょうか。

◇確かに在宅介護の面でどんどん需給が伸びているので自動的に財政規模はふくらんでおり、「自動的に」とは行かない保育から見ると望ましいシステムのようにも見えるでしょう。しかし、当然財政的な限度はありますから、間接的には介護報酬の引き下げ、介護職員の労働条件低下、確保難とつながって行く実態があるのではないかと思います。

この辺りの介護をめぐる諸問題をどのように考えればよいのでしょうか。なお、介護施設での実態について、最近の施設数の増減、受入数、待機者の概数、介護報酬の問題、職員処遇の問題などに関する資料を、少子化特別部会へ提出していただき議論をお願いしたいと考えます。

◇また、仮に直接契約・利用者補助制度にしたとして、どうして待機児童が解消するのでしょうか。どうして受け皿が増えるのでしょうか。現行の国の予算、地方の財政事情の枠の中では、最低基準等の引き下げによる企業の参入による拡大を想定されているのでしょうか。仮にそうであるとすれば、子どもたちの育ちの異変(わが国の子どもたちが、意欲がない、自己肯定感が薄い、友達関係を結びにくい、キレやすい、自己中心的などという心の育ちのひずみ)が数多く指摘されている中で、どうして、欧米に比べて低い水準である最低基準、つまり子どもが育つ環境条件を下げていく方向を是認されるのでしょうか、あるいは別の方法があるのでしょうか。ということについても、お考えをお尋ねしたいと思います。

◇なお、企業参入を促進することによって、子どもの現在の課題に向き合った保育が可能なのでしょうか。先の事業者検討会で配られたパンフレット(漫画入りの冊子)のように、保育所は母親が就労しやすいような環境を整えることは大切です。そして同時に子どもの抱えている課題に真正面から取り組まなくてはなりません。冊子の最後のページに保育理念が書いてあり、漫画のイラストがありました。クッキング保育、英語プログラムなどとうたっています。しかしながら、「質の高いサービス」と称されるのは、とかく親の早期教育的な願望に対する「サービス」偏ってしまいます。子どもの最善の利益をどのように保障していくのかという時に、どうしても企業の場合は利潤を追求していく

ので、利用料の支払い当事者(親)へのサービスに偏ってしまいます。現代の子どもが抱えている課題から導き出した結果の最善の利益とは、「英語プログラム」や「クッキング保育」ではありません。

◇私たちは当然、就労支援サービスのため延長保育や一時保育の展開と、さらに待機児童解消のために定員以上の受け入れや分園など、拡大の努力を図ってきています。あわせて、新保育指針の解説(\*1)にあるように、子どもたちの育ちに視点を集中させ、一人ひとりの課題に向かって丁寧に保育を展開しています。さらに地域の資源として在宅の子どもたちの支援活動も展開してきています。これを保障しているのが現行の公的な保育システムのよさだといえます。

◇また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の議論とともに、少子化担当大臣(\*2)も未来への投資として財政の大幅投入を示唆しておられます。EU各国のように、わが国の3倍以上といわないまでも、どうして、少子化対策に大幅な財政投入して出生率を回復するような、政策を打ち出せないのでしょうか。現行を切り下げて受け皿を増やすというのではなく、潜在需要が100万人で10ヵ年計画であるのですから、年10万人の良質な保育の受け皿拡大を5~10年続けるという政策発想はでてこないのでしょうか。子どもの今が、日本の未来なのです。

\*1 「新保育所保育指針 解説書 総則 3. 保育の原理(1)保育の目標」

『保育には、子どもの現在のありのままを受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面と、保育士等としての願いや保育の意図を伝えながら子どもの成長・発達を促し、導いていく教育的側面とがあり、この両義性を一体的に展開しながら子どもと共に生きるのが保育の場であるといえます。』

\*2 「毎日新聞2008.9.29」小渕少子化担当大臣インタビュー◆保育所の待機児童を一日も早く解消できるよう取り組みたい。少子化の大きな解決策の一つは、仕事と育児、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスをいかに整えるかということ。労働・経済界にも訴えたい。 ◆財源の裏付けがあつてこそ、安心して子供を産んでもらえる。消費税の話は避けては通れない。ただ、消費税(の引き上げ)を国民にお願いするからには、納得してもらえるように、無駄を切りつめなければならない。)

**質問の2)認可外保育所のサービスの質の底上げ**

◇先生が仰せのように、認可外は総じて、福祉の観点から質が低いと思われます。施設設備の物的環境条件だけでなく、人的環境も低いものと思われます。したがって、特異な教育サービスなどで積極的に認可外を利用する方は別として、認可保育所を利用したくても、認可外を利用せざるを得ない子どもの、福祉の観点から「質の底上げ」が必要でしょう。

認可外の運営状況や保育状況をみて、一定期間を設け認可化移行事業を強力に推進します。認定こども園の第1類型移行促進のための「子ども交付金」と同じような趣旨で特別交付金と、保育指導について早急に講じるべきでしょう。

なお、直接契約・利用者補助という先生の構想が実現すれば、一定の指定園(事業者)制度を採るにしても認可保育所だけでは拡大が望めませんので、認可外保育所も対象になることでしょうか。

つまり、質が低いと想定されている認可外保育所も利用可能になるのでしょうか。とすれば、こどもの成育条件の「質が低くなる」ことを前提に、提案されているのでしょうか。お尋ねいたしたいところです。

(参 考) ※下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

## ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

### 【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしながら、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

### 【具体的提案】

#### 1)「ホーム保育」(家庭的保育)

○中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

○中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

#### ○認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者  
職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修・休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

\*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などなどの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

#### 2)マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

○妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動  
(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3)実施主体：市町村

4)補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して  
保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される。(要検討)
- ・スペース料 等

5)事業の展開、その他

①既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。

②全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主唱し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。

例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」

「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」